

慶弔・見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都調査業協会（以下「本協会」という。）定款第34条第2項及び会務執行規則（以下「規則」という。）第29条に基づき、正会員の慶事、弔事に対して、祝賀、又は弔意を表するために必要な事項を定めるものである。

(慶事)

第2条 前条に定める者が、国の叙位・叙勲、褒賞、又は公共団体等より表彰を受けたときは、祝い金、又は祝品を贈るものとする。祝い金は1万円とする。

(見舞金)

第3条 正会員が天変地異、火災等で家屋及び事業所が焼流出した場合、次の見舞金を送るものとする。

- | | | |
|------------------|-------|------|
| (1) 家屋が半壊焼流出した場合 | | 5万円 |
| (2) 家屋が全壊焼流出した場合 | | 10万円 |

(弔事)

第4条 正会員が次の各号に該当する弔事が生じた場合は、弔慰金等を贈るものとする。

- | | | | |
|--------------------|------|-------|-----|
| (1) 本人が死亡したとき | 弔慰金等 | | 3万円 |
| (2) 前各号の他、必要と認めるとき | | | |
- 2 前項各号に関し、遺族が辞退したとき、その他特別の事情がある場合はこの限りではない。

(届出)

第5条 第3条及び第4条に該当する場合、支部長は、別に定める「慶弔・見舞金申請届出書」に必要事項を記載し、本協会に届け出るものとする。ただし、申し出がその事実が生じてから1ヶ月を経過している場合には、これを適用しないことができる。

(準用等)

第6条 この規程は、本協会事務局職員に準用する。

- 2 この規程により金員等を受けた当該会員等からの返礼金等は一切不要とする。

(会員への委嘱)

第7条 この規程の実施については、会長が当該会員の所属する支部の支部長に委嘱する。

(細 則)

第8条 本規程に定めるもののほか、慶弔・見舞金に関して必要な事項は理事長が定める。

(効 力)

第9条 本規程の効力は、施行日をもって発生し、類似の旧規則、規程等は本規程の効力発生日をもって失効する。

附 則

1	平成30年 4月 1日 施行	平成30年 3月14日 理事会承認
---	----------------	-------------------